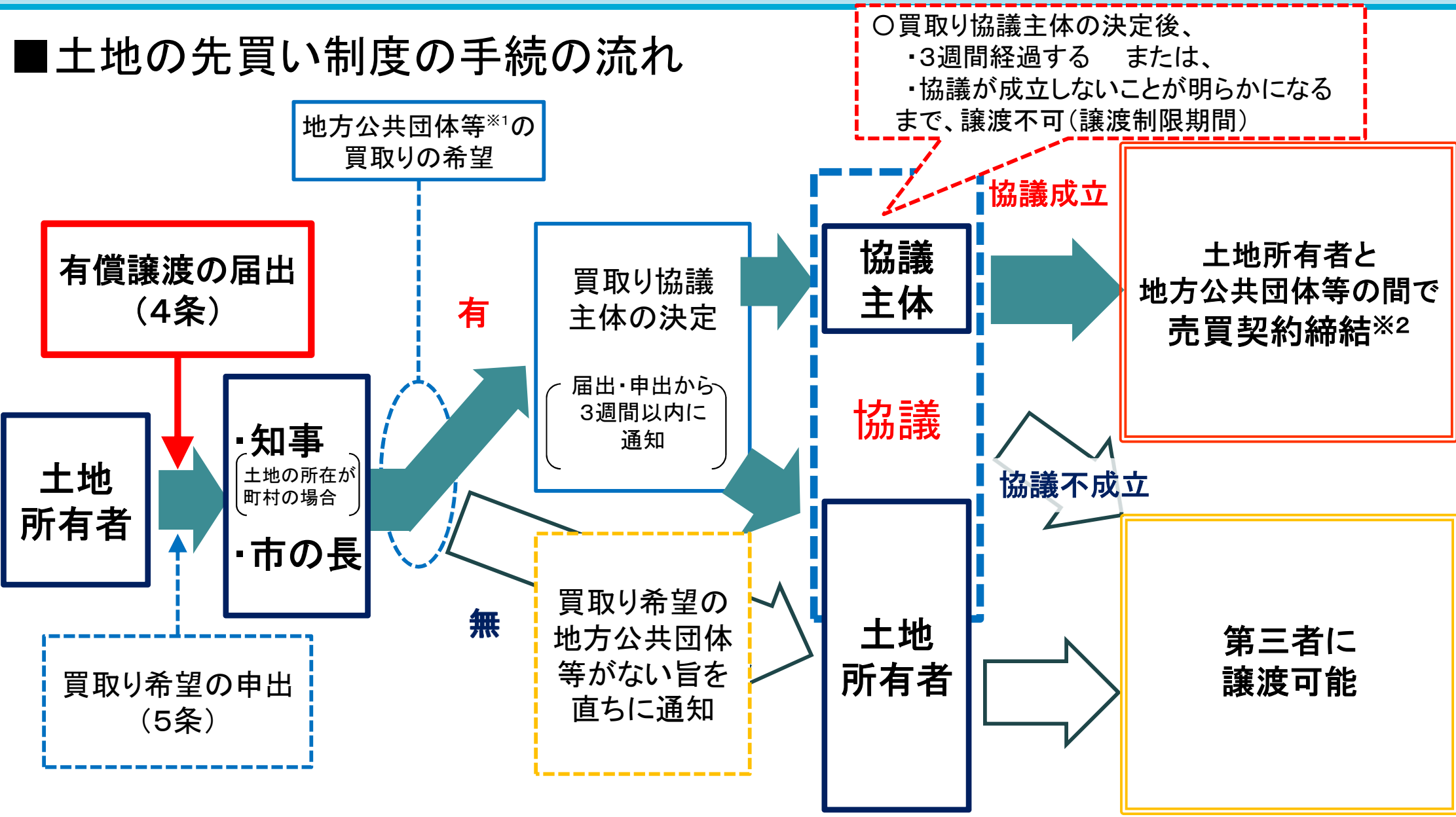


# 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買い制度

## ■土地の先買い制度の手続の流れ



※1 地方公共団体・土地開発公社・港務局・地方住宅供給公社・地方道路公社・独立行政法人都市再生機構

※2 都市施設に関する事業・収用適格事業・政令で定める事業・これらの事業に係る代替地等

	都市計画区域内			都市計画区域外	(参考) 公拡法の記載 (第4条第1項)
	市街化 区域内	市街化 調整区域内	非線引き 区域		
① 都市計画施設 ※土地区画整理事業除く					第1号
② 都市計画区域内に所在する土地で 次に掲げるもの 道路の区域内の土地、 都市公園を設置すべき区域内の土地 河川予定地として指定された土地 等 ※土地区画整理事業除く					第2号
③ 土地区画整理促進区域内の 土地区画整理事業					第3号
④ 住宅街区整備事業施行区域内の土地					第4号
⑤ 生産緑地地区の区域内の土地					第5号
上記以外					
⑥-1 市街化区域					第6号
⑥-2 大都市地域における宅地開発及び 鉄道整備の一体的推進に関する 特別措置法に定める重点地域					
⑥-3 上記以外の都市計画区域内の土地					

: 届出が不要な地域

※申出が可能な地域は、都市計画区域内及び  
都市計画区域外の①都市計画施設の区域

**届出が必要な面積要件(法第4条第2項第9号)**

①～⑤ : 200㎡以上 ※都道府県(市の区域内にあつては、当該市)の条例で100㎡以上(防災再開発促進地区の区域内にあつては、50㎡以上)まで引下げ可(公拡法施行令第3条第3項)

⑥-1,2 : 5,000㎡以上(公拡法施行令第2条第2項1号)

⑥-3 : 10,000㎡以上(公拡法施行令第2条第2項2号)

**申出が可能な面積要件(法第5条第1項)**

200㎡以上 ※都道府県(市の区域内にあつては、当該市)の規則で100㎡以上(防災再開発促進地区の区域内にあつては、50㎡以上)まで引下げ可(公拡法施行令第4条)